

【 リハビリテーション 】

684 運動器リハビリテーション料（原因疾患のない筋力低下）の算定について

《令和7年9月30日》

○ 取扱い

原因疾患のない筋力低下に対するH002 運動器リハビリテーション料の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

運動器リハビリテーション料の対象患者については、厚生労働省告示「特掲診療料の施設基準等」別表第九の六^{※1}に規定されており、厚生労働省通知^{※2}において、当該別表第九の六に規定されている「慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者」であっても、原因疾患のない筋力低下は上記の運動器リハビリテーション料の対象患者には該当しないと考える。

以上のことから、原因疾患のない筋力低下に対するH002 運動器リハビリテーション料の算定は認められないと判断した。

（※1）別表第九の六 運動器リハビリテーション料の対象患者

- 一 上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺その他の急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者
- 二 関節の変性疾患、関節の炎症性疾患その他の慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者

（※2）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について

運動器リハビリテーション料の対象となる患者は、「特掲診療料の施設基準等」の「別表第九の六」に掲げる患者であって、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に運動器リハビリテーションが必要であると認めるものである。

ア 急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者とは、上・下肢の複合損傷（骨、筋・腱・靱帯、神経、血管のうち3種類以上の複合損傷）、脊椎損傷による四肢麻痺（1肢以上）、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断（義肢）、運動器の悪性腫瘍等のものをいう。

イ 慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者とは、関節の変性疾患、関節の炎症性疾患、熱傷瘢痕による関節拘縮、運動器不安定症、糖尿病足病変等のものをいう。